平成２２年（フ）第９９号
岡山県高梁市落合町阿部1816　レオパレスルソレイユ106号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市食満７丁目18番１―602号
債務者　松﨑　勝也
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
釧路市若草町12番２号
債務者　中村　雅岳
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
釧路市星が浦大通２丁目10番20号
債務者　小島　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６３号
釧路市星が浦大通２丁目10番20号
債務者　小島　尚加
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち２丁目22番10号
債務者　大須賀ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地４丁目１番地１
債務者　阪本　　裕
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１１２６５号
東京都杉並区高円寺北２丁目23―３
債務者　小原　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３０１号
東京都世田谷区駒沢５丁目16―４―202
債務者　石井まり子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３０４号
東京都日野市旭が丘４丁目７―５―２―1108
債務者　中谷　美穂
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３０６号
神奈川県横浜市旭区本村町５―102
債務者　中川　信男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１３１３号
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目380―306
債務者　小宮　由美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４１６号
東京都豊島区南大塚１丁目24―14舟見方203号
債務者　松本　智美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４２５号
千葉県富津市下飯野2814、住民票上の住所千葉県君津市久保１丁目８―17
債務者　飯妻　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４２６号
東京都葛飾区東金町２丁目17―16―206
債務者　早川　英海
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部